明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

条第二号に規定する派遣労働者をいい、業として行われる同条第一号に規定する労働者派遣の対象となるものに限る。第二十七条第十五項第三号において同じ。）が常時雇用される労働者でないものに限る。）

三　他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該連合会が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該連合会が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）を行う事業

四　他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う事業

五　当該連合会の利用者について定期的に又は随時通報を受けて巡回訪問を行う事業

（組合に類する者）

第二十五条の五　法第十七条の十四第一項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の組合その他これに類する者として主務省令で定めるものは、当該組合（法第十一条第一項第四号又は第九十三条第一項第二号の事業を行う組合に限る。）の子会社等（第六条に規定する者をいう。第四十二条の四第二項第二号及び第四十八条第三項を除き、以下同じ。）とする。

［号を削る。］

［号を削る。］

［項を削る。］

（組合に類する者）

第二十五条の四　法第十七条の十四第一項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の組合その他これに類する者として主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　当該組合（法第十一条第一項第四号又は第九十三条第一項第二号の事業を行う組合に限る。以下この条において同じ。）の組合集団（当該組合及びその子会社（法第十一条の八第二項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社をいう。以下同じ。）をいう。次号において同じ。）

二　当該組合又は当該組合の組合集団及び次に掲げる者

イ　金融機関等

ロ　金融機関等集団

ハ　銀行等持株会社集団

2　前項第二号に規定する「金融機関等」、「金融機関等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一　金融機関等　次に掲げる者

イ　法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会（連合会にあっては、当該連合会の子会社（銀行に限る。）を含む。）

ロ　銀行（当該銀行の子会社又は当該銀行を子会社とする持株会社（銀行法第二条第十二項に規定する持株会社をいう。以下同じ。）の子会社（銀行業（銀行法第二条第二項に規定する銀行業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社に限る。）を含む。）

ハ　信用金庫、信用協同組合又は労働金庫（これらの法人をもって組織する連合会及び当該連合会の子会社（信用金庫連合会にあっては、銀行又は銀行業を営む外国の会社に限り、信用協同組合連合会及び労働金庫連合会にあっては、銀行に限る。）を含む。）

ニ　農業協同組合（農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第五十条の十三第二項を除き、以下同じ。）又は農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）（農業協同組合連合会にあっては、当該農業協同組合連合会の子会社（銀行に限る。）を含む。）

ホ　農林中央金庫（農林中央金庫の子会社（銀行又は銀行業を営む外国の会社に限る。）を含む。）